

平成29年第2回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成29年2月8日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	教育指導課長	教育支援担当課長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結 果
1	6号	平成28年度東京都北区一般会計補正予算(第4号)等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	7号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結 果
3	6号	区立図書館における事故に関する和解について	了承
4	7号	後援・共催事業に関する報告	了承
5	8号	北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針(案)について	了承

平成29年第2回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成29年2月8日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成29年第2回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第6号議案、「平成28年度東京都北区一般会計補正予算第4号等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」、議題に供します。

初めに、平成28年度東京都北区一般会計補正予算第4号について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第6号議案についてご説明を申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、まず、1ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらにございますように、第1回東京都北区議会定例会に提出する議案を作成するに当たりまして、教育委員会に対する意見の聴取というものでございます。

恐れ入ります、2枚おめくりいただきまして、5ページをごらんください。平成28年度補正予算の第4号となっております。今回の補正予算でございますが、教育振興部並びに子ども未来部から計上しておりますので、こちらの第1表歳入歳出予算は、両部の予算額を合算して示されております。そのため詳細につきましては、教育振興部と子ども未来部で後ほどそれぞれご説明を申し上げさせていただきます。

第1表歳入歳出予算でございます。初めに歳入です。表の右から2列目の補正額の欄一番下の歳入合計をごらんいただきたいと思っております。減額で、2億4,790万円。そして歳出につきましては、歳出の表、補正額の欄、一番下の歳出合計で、やはり減額の8億8,588万5,000円でございます。

その下、第2表繰越明許費ですが、私立保育所整備費助成で491万6,000円を計上しております。

第4表の特別区債補正ですが、学校改築事業で限度額を4,000万円減額して、変更後は4億2,200万円となります。

それでは、内訳につきまして、別添の資料のこちらを使いまして、教育振興部に関連するものからご説明を申し上げます。

まず、こちらの参考資料①と左肩に書かれているものでございます。初めに、歳出のほうからご説明をさせていただきたいと存じます。全般をごらんいただきますと、全体といたしまして、ほとんどが減額となっております。増減説明のところにお示しのとおりの内容でございますが、それぞれ契約差金ですとか、精算関係の内容がほとんどとなっておりますので、それ以外のところを中心にご説明申し上げます。

一番下のほうで歳出の第3款福祉費となっております。紅葉小学校に設置する学童クラブ棟の賃借料、これをリース期間に合わせての減額となります。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。第1項教育総務費、事務局費、(3)の区立認定こども園開設準備費でございますが、さくらだこども園開設のための部屋の改修に当たりまして、荷物を保管するための倉庫の設置が、当初夏休み明けを予定しておりましたが、3月に延期となったための減額となります。その下、学校給食費(1)の学校給食管理需用費でございますが、こちらは梅木小学校の給食室を工事した関係で、その工事期間中でございますが、旧浮間西小学校で調理して、そこから梅木小に給食を運んでおりました、その給食運搬業務を給食調理委託に含めて、契約したための減額となっております。

恐れ入ります。3ページをごらんいただきたいと思います。第6項社会教育費社会教育総務費(2)で埋蔵文化財発掘調査事業費でございますが、埋蔵文化財発掘調査件数の減少及び中里貝塚総括報告書の作成補助業務委託を一部のみにしたため減額をしたものでございます。

一番下の図書館費でございますが、区民の方から図書を買ってほしいという意向を受けまして、指定寄付金ということで200万円の計上となっております。

恐れ入ります。1ページにお戻りいただきまして、歳入になります。内容は、それぞれ増減説明にお示しのとおりでございますが、第15款の都支出金で、②の学校支援ボランティア推進協議会事業費につきましては、それぞれの事業に係る補助金について、算定漏れがあったため今回計上させていただいております。

第17款の寄付金でございますが、先ほどご説明申し上げました図書購入への指定寄付金及び学校給食への指定寄付金5万円もございました。

第18款の繰入金でございますが、学校改築工事に係る設計費及び工事費等の減額の計上となっております。こちらは物価上昇分等を、また工事費の上昇分を見込んで予算を組んでおりましたが、実際にはそこまでいただかなかったということの減額となっております。

その下、第21款の特別区債、学校改築費でございますが、起債協議額に合わせて減額をいたしました。

以上が、私からのご説明となります。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

続きまして、子ども未来部関連の補正予算説明させていただきます。最初に先ほどの議案のほうにお戻りいただいて、5ページをもう一回お開きいただければと思います。

5ページの歳入、歳出は先ほど説明のあったとおりでございます。ここでは、第2表の繰越明許費、一言補足させていただきます。

こちら私立保育所助成費の約500万を29年度に繰り越しさせていただきます。今年度、宮元保育園の移転、転移拡大につきまして整備費を計上してございましたが、補助対象となります整備のうち、既存建物の解体、こちらについて、工事が翌年度になる

可能性があるといったことから、その必要額を繰り越すといったものでございます。

それでは、続きまして、第6号議案参考資料の②をごらんいただければと思います。

平成28年度第4号補正、子ども未来部こちらをごらんください。順番としては同じく裏面の歳出から説明させていただければと思います。2ページをおめくりください。

まず、第3款の福祉費でございます。第4項児童福祉費で補正総額が2億9,000万円余の減額。やはり教育費と同じく平成28年度の事業実績を踏まえた減額、こちらが中心となっております。最初が児童福祉総務費で、(2)児童育成手当経費、その下の(3)児童扶養手当経費、それぞれ受給者数の減少に伴い事業費を減額するといったものでございます。

それから、その下(4)子ども医療費、こちらは医療費が当初の想定を上回る伸びとなっております。5,300万円を増額して、補正後の事業費13億3,000万円となっており、増加傾向が続いております。

ここから、保育関連の経費となっております。まず(5)で、こちらは実績に合わせた私立保育所の整備費補助補正となっております。1億6,000万と大きな減額となっておりますが、仮称まなびの森保育園滝野川、こちらの開設が延期となったことによる減額でございます。

その下(6)は、保育システムのマイナンバー対応、こちらの改修を見送ったことによる委託料の減。その下(7)は、小規模保育所8カ所こちらの開設準備実績に合わせて補助交付金を補正するといったものでございます。

続きまして、保育所費の(1)でこちらは保育園の非常勤職員について雇用実績に合わせた補正となっております。

続きまして、児童保育費で(1)こちらでは、東京都の9月補正待機児童解消に向けた緊急対策、こちらで示されました定期利用保育への長時間保育加算、こういったものを反映してございます。(2)は私立認定こども園、こちらについて施設型給付費を支給実績に合わせた補正をしてございます。それから、その下、(3)でございますが、こちらでは、まず保育士宿舍借上支援事業費、こちらを実績の戸数を踏まえまして、1,200万円減額すると。その一方で、新たに東京都の要綱を踏まえまして、保育補助者の雇用こちらに係る賃金等を補助する事業、こちらを開始するため必要額として約4,000万円を計上するといったものでございます。

続きまして、子育て支援費で(1)子どもセンター等運営費、こちらでは、今回西ヶ原子どもセンターの指定管理者が変更になるといったことから、事業者間同士の引き継ぎ経費といったものを計上させていただきます。(2)(3)につきましては、実績に見合わせた減額でございます。

続きまして、第8款が教育費で、第1項教育総務費の(1)外国人学校児童生徒保護者負担軽減費、それからその次の3ページで、第5項幼稚園費の(1)から(3)こちら全て実績に合わせて、事業費を補正するといったものでございます。

歳出は以上でございます。

1ページにお戻りいただきまして、歳入となっております。歳入につきましては、こちらにお示しのとおり、14款の国庫支出金、それからその下の15款都支出金でございますが、事業費の増減に伴い補正をしてございます。何点かのみ補足をさせていただきます。

きます。

まず、国庫支出金の中の一番下段(3)子どもの未来応援交付金、こちらで400万減額してございますが、活用を見込んでいた事業について、別の都の補助金が対象となったといったことから、申請を見送らせていただいたというものでございます。

それから下段の都支出金、第2項の都補助金の(1)委託保育実施費が4,600万円余の増とかなり増額となっております。増減説明欄にお示しのとおりでございますが、東京都の9月補正に伴う新たな歳入ですとか、東京都の要綱に基づいて開始する北区の新たな事業、こちらを実施することに伴う増額となっております。

それから少し飛んでいただいて、(6)(7)こちらは、それぞれの施設の開設前家賃補助といったものを計上してございます。

そして最後、その下(8)は、学童クラブと放課後子ども教室の一体型の運営を推進するため新設されました、平成28年度限りの補助金を計上するといったものでございます。

説明は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございます。それでは、平成28年度、東京都北区一般会計補正予算(第4号)について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

私が、勤めていたということもありますので、お聞きしたいのですが。

2ページの第4項の保育所費(1)保育所運営費の非常勤についてですが、これは実績に合わせた減額というふうになってはいますが、保育所の非常勤の職員が少なかったということなのでしょうか。人数に対して、保育の希望者が少なかったというか、実績というのをどのようなものなのか教えてください。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

保育園における非常勤でございますけれども、保育士のほか栄養士、こういった職員が非常勤職員として雇用をしております。この予算については、従来、毎年必要な額を見込みまして雇用するのですが、保育士につきましては、現実問題として非常勤職員を募集しても、充足をしていない、雇い切れないといった状況があります。これにつきましては、引き続き募集を今までは年度当初に中心的に行って行いましたが、年間を通じて、募集をかけて必要な手当てを行っております。

なお、非常勤職員が雇用できなかった場合、これはやむを得ない場合で、途中でおやめになった場合というか、そういった場合には、人の手当てをするのが普通ですので、

こういった場合には臨時職員、こういったものも対応させていただいているところで  
す。

以上です。

清正教育長 よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。それでは、次に平成29年度東京都北  
区一般会計予算について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、一般会計当初予算平成29年度につきましてご説明を申し上げます。  
議案書の9ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算でございます。上段が歳入で歳入合計でございますが、お示しの  
とおり160億5,206万3,000円という内訳となっております。また、歳出の  
ほう、下段のほうでございますが、それぞれ各款にお示しのとおり、合計では480億  
1,449万3,000円という金額となっております。

恐れ入りますが、裏面の10ページをごらんいただきたいと存じます。第2表の債務  
負担行為でございます。予算は単年度主義でございますが、大規模な工事などで複数年  
にわたる契約の場合に、あらかじめ定めた期間までに、その限度額の範囲で債務予算執  
行を行うことを前もって議会に了解を得るものでございます。29年度はお示しの3事  
業で、期間限度額ともそれぞれお示しのとおりです。

その下第3表、特別区債でございますが、学校改築事業につきましては、基金を取り  
崩して充てているところでございますが、将来的に計画的な学校改築等を進めるため、  
金利の低い時期には、積極的にお金を借りて、効率的な財政運営を図っているところで  
ございます。

学校改築事業に27億9,100万円を限度額として、お示しの内容で記載するもの  
でございます。

それでは、教育執行部に係る平成29年度当初予算教育振興部(案)につきまして、  
議案参考資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。その後続けて、平成29  
年度の主要事業についてあわせてご説明をさせていただきます。

まず、第6号議案参考資料はこちらの③、A3判です。こちらのほうをごらんいた  
だきたいと思えます。第1表歳入歳出予算です。歳入、歳出それぞれお示しのとおり、左  
から予算額の表、その右半分です。右側に主な増額要素の欄、こちら新規事業に係るも  
のを中心に記載しております。そして、その隣が主な減額要素の欄、事業の終了となっ  
たものを中心に記載させていただいてございます。先に、こちらも歳出からご説明させ  
ていただきます。

歳出では、新規事業及び今年度と比較して、増減の大きいものを中心にご説明をさせ  
ていただきます。

また、職員給与費及び旅費につきましては、この数字から除かれております。恐れ入

りますが、裏面をごらんいただきたいと思います。表の一番下の歳出合計でございます。平成28年度予算と比較いたしますと、15億9,644万円余の増で、前年比では111.9%の数字となっております。

恐縮でございます、また表にお戻りいただきまして、まず歳出の最初、福祉費、児童福祉費のところでございます。こちらにつきましては、滝野川紅葉小学校校庭に設置する学童クラブ棟の経費になります。

その下から教育費になります。小学校費の最後の目の学校施設建設費増減の欄をごらんいただきますと、12億588万円余の増。この増要因でございますが、なでしこ小学校改築工事と今後改築ステーションとなります旧桜田小学校及び旧桜田学級の改修工事によるものでございます。

そのほか、中学校費の最後の目の学校施設建設費増減の欄をごらんいただきますと、1億5,687万円余の増。この増要因でございますが、浮間中学校校舎解体工事及び改築工事でございます。

たびたび恐れ入ります。裏面をごらんいただきますと、中段のところに認定こども園費の1億2,296万円余の増、こちらは4月に開園いたしますさくら認定こども園の運営経費となります。また、その下、社会教育費の図書館費のところでございますが、1億3,845万円余の増となっております。こちらは中央図書館天井落下防止対策工事、また並びに図書館システム改修に係る経費によるものでございます。

恐れ入ります、表面にお戻りいただきまして、次に歳入でございます。こちらの歳入の表一番下、歳入合計欄をごらんいただきますと、28年度と比較いたしますと、増減の欄で6億6,174円余の減額、前年比で申し上げますと88.6%でございます。減額の大きな要素といたしましては、下から5行目の繰入金の欄でございます。こちらが9億1,023万円余の減となっております。こちらにつきましては、学校改築基金を活用しての予算の組み立てということで、歳入の予算項目としては、特別区債について2番目に大きなものとなっておりますところでございます。

それでは、次にもう一つの資料、資料の④、左肩に第6号議案説明資料④と書かれている資料をごらんいただきたいと存じます。

先ほどは、予算額を捉えてそれぞれごらんいただきました。次は、事業別主要事業という観点からご説明をさせていただきます。資料はお示しのとおり左から、項目・説明、次が29年度の当初予算額、そして28年度の当初予算額、そして増減という形で一番右端に所管ごとにまとめさせていただいております。

まず、一番最初、教育政策課でございます。一番の校務支援システム運営費でございますが、平成30年度に新システム稼働いたします。それに向けての準備経費でございます。また、2番の家庭教育力向上プログラム事業費でございますが、こちらは学校PTA地域関係者等と連携しての生活習慣形成や、親子のきずなづくりのためのモデル事業など14のアクションプランを進めてまいります。3番の小中一貫校設置検討費でございますが、こちらは全体構想の策定など、新年度から、新たな局面でのスタートとなります。後ほど報告事項のほうでもご報告させていただきます。

また、4番の学校適正配置関係経費、こちらでございますが、平成28年度に続きまして、十条富士見中サブファミリーと桐ヶ丘中学校サブファミリーの適正配置に向けた

協議、並びに統合いたしました滝野川もみじ小学校、西が丘小学校の支援等でございます。

5番から9番までは、学校改築施設管理課関係でございます。8番の学校改築事業関係では、なでしこ小学校及び浮間中学校改築工事費等を。また9番の学校リフレッシュ改修費では新たに浮間小学校と堀船小学校の設計、並びに滝野川第二小学校の工事を計画しているところでございます。そのほかお示しの内容で予算を計上しておりまして、当日の配付になりましたが、こちらにまた別添の資料もつけておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。こちら10番から14番までは学校支援課の事業となります。10番の学校運営費、こちらは児童生徒数により、学校予算令達を行っておりまして、29年度はお示しの数字で計上しております。

11番のパソコン経費でございますが、パソコンのリース契約更新に合わせまして、校内無線LANの整備及びタブレットの端末導入、これをそれぞれ12校で新年度は導入いたします。小中学校のICT環境をさらに推進してまいります。

12番の新校舎開設準備費でございますが、平成30年3月竣工の新なでしこ小学校校舎で使用する備品等経費を計上しております。

また、14番の認定こども園運営費、こちらは先ほどもご説明しましたが、区立で初めての認定こども園の運営経費となっております。

そのほか給食備品整備費等はお示しのおりとなっております。

15番から17番、こちらは生涯学習・学校地域連携課の事業となります。15番の学校支援ボランティア活動推進事業費では、昨年2校でモデル実施いたしました、学生ボランティア活動を、新年度は、全ての小中学校に拡大をいたします。そのほか、それぞれお示しのおりとなっております。

18番から20番までは、教育指導課の事業となります。18番の科学教育費では、29年度より理科教育をさらに推進するため、新規事業として北区立小学校児童科学展を開催いたします。

20番の中学生海外交流事業費でございますが、セブンヒルズスクールとの交流生徒数、こちらを25名から40名に拡充してグローバル人材の育成をより推進してまいります。

恐れ入りますが、3ページをごらんいただきたいと思います。21番は、教育支援担当課で平成29年度に第三次東京都北区特別支援教育推進計画、これを策定いたします。

22番から24番は、飛鳥山博物館となりまして、22番の埋蔵文化財発掘調査事業費、史跡中里貝塚総括報告書作成とございます。ご案内のように、縄文時代観を覆すこととなりました貝塚遺跡として注目されております中里貝塚、こちらにつきまして、これまでの調査研究の成果をまとめて、報告書を作成し保存活用計画につなげていくものでございます。そのほか、お示しのおりの予算を計上しております。

25番、26番は、中央図書館となりまして、中央図書館天井の脱落防止工事費で来館者の安全を確実なものとしてまいります。そのほか図書館維持管理費、システム運営

費とそれぞれお示しのとおりでございます。

以上、駆け足となりましたが、教育振興部の主要事業に基づきました、平成29年度  
の予算のご説明とさせていただきます。

子ども未来課  
長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課  
長

続きまして、子ども未来部関連の平成29年度当初予算を説明させていただきます。  
最初にA3縦の第6号議案参考資料⑤、こちらをごらんいただければと思います。平  
成29年度当初予算（案）子ども未来部となっております。

まず、下段のほうですが、下段の表歳出をごらんいただいて、平成29年度予算額の  
列、一番下の行が歳出合計となっております。平成29年度の予算額は、250億  
7,720万円、前年度比約31億円、14.1%の増となっております。ちなみに  
表の上段のところに、職員給与費別に掲載してございますが、こちらを含めると、約  
309億円の予算となっております、区の歳出の約2割強を占めるといった額にな  
っております。

主な今回の増額の要因でございますが、福祉費のうち、児童福祉費、こちらが約29  
億5,000万円ふえてございますが、やはり保育所の待機児童解消に伴います整備  
費、また運営費の増によりまして、こちらを見ていただくとわかりますように、児童福  
祉総務費、あるいは保育所費、児童保育費、こちらが大幅にふえているというもので  
ございます。

なお、歳出の下段のところに認定こども園費がございまして、こちらは従来、福祉費  
で計上していたものを、29年度から、教育費に移行しているといった内容でござい  
ます。

上段に戻っていただきまして、歳入、こちらについて合計を見ていただきますと、約  
26億円余の増額となっております。やはり待機児童解消に伴います保育所の整備あ  
るいは運営費、こちらの増に伴いまして、分担金及び負担金あるいは、国庫支出金、都  
支出金、こういったものが大幅に増額になっているというものでございます。

では、主要事業一覧、第6号議案参考資料⑥を使って、主要事業ポイントのみになり  
ますが、上から説明させていただきたいと思っております。

まず、1番目です。児童手当経費です。こちらは、支給対象者の見込みがふえてござ  
います。こちらに伴い事業費がふえるといった内容です。

2番目、子ども医療助成費、こちらはやはり増加傾向が続いてございます。13億円  
余の事業費となっております。

3番目が、子どもセンター等運営費で、こちらは、この4月に西ヶ原東児童館が西ヶ  
原子どもセンターへ移行し、こちらを反映して、子どもセンター等4カ所の運営費を計  
上しております。

続きまして、4番目、留守家庭児童対策費では、こちらにお示しの①から③の要因を

反映しております。まず、学童クラブ数につきましては、2クラブふえて62クラブ。定員については、110人増の2,625人となっております。

さらに、②の今回全ての学童クラブの夜7時までの時間延長、そして、③の5カ所の外部化、こういったものを踏まえた予算となっております。その下5番目が、放課後子ども総合プラン等推進事業費、こちらでは、29年度新たに開始する5校、こちらを加えた24校分の予算を計上するといったものでございます。

その下が6番で、子どもの未来応援事業費、こちらでは、子どもの貧困対策に取り組むため、①の（仮称）ひとり親家庭等相談コーナーの開設。それから②の職員向け研修会や、区民向け啓発講演会、こちらを実施する経費を計上してございます。

なお、貧困対策につきましては、今年度の計画策定を受けまして、重点検討項目に掲げた事業につきまして、今後補正予算などで具体化を図っていくといった考え方でございます。

続いて、7番から保育園や私立幼稚園に関する経費で、こちら引き続き待機児童解消に積極的に取り組むといった予算になってございます。

まず、7番ですが、私立保育所の整備費助成費です。こちらでは、旧豊島寮跡地、こちらを初めとして、私立認可保育所7カ所こちらを新設誘致するため、19億6,000万円余を計上してございます。

8番目が、小規模保育所の開設準備費で、2カ所分を計上するといったものです。

続きまして、9番目保育所改修費では、お示しのとおり、まず、①で上十条児童館の後利用として、保育園に転移をするための改修費を計上。②として、ほりふな幼稚園の後利用として、保育園に転用する改修費を計上するとともに、本園となります堀船南保育園の改修費もこちらで計上してございます。

10番の私立幼稚園幼児教育振興費、こちらでは、11時間以上の長時間預かり保育、こちらを実施する私立幼稚園4園への補助と、その準備費補助1園分を計上するといった内容となっております。

では裏面をお願いします。

続きまして、11、12、13、こちらはそれぞれ区立の直営保育園、指定管理者保育園、私立の認可保育園それぞれの運営費となっております。

11番目の区立保育所では、2園ふえておまして、音無つぼみ保育園、それから清水坂つぼみ保育園、こちらの新設。定員については、205名の定員拡大を反映してございます。

12の指定管理者園では定員の拡大分を反映し、13の私立認可保育所では、6園の新設、定員についてはお示しのとおり566人分の拡大を反映して、10億円を超える増額となっているところでございます。

その下、14番、地域型保育事業費では、小規模保育所新設10カ所、こちらを含む13カ所分、さらにヤクルトの事業所内保育所2カ所分の経費等を計上してございます。

その下15番、病児・病後児保育サービス事業費、こちらでは、新たに施設型病児保育サービス、こちらを東京北医療センターで開始する経費といったものを計上してございます。

続きまして、16番、こちらの民間保育所運営支援事業費では、28年度の補正予算で対応してございますが、保育士宿舎借上支援事業補助と、保育補助者雇上強化事業補助、こういったものを計上しております。

続きまして、17番、男女共同参画の取り組みで、こちらでは新たに(仮称)災害時相談態勢協議連絡会、こちらを開催する経費を計上しております。

18番につきましては、女性の活躍推進事業費で、北区版の総合戦略を踏まえまして、女性が活躍する環境づくり、こちらを推進するため、お示しの①から③のセミナーといったものを開催させていただきます。

最後、19番、子ども家庭支援センター事業費では、はぴママひよこ面接の実施、あるいは児童虐待未然防止、こういったものに引き続き取り組む経費といったものを計上させていただきました。

以上簡単ですが、子ども未来部関連を説明させていただきました。

清正教育長 説明ありがとうございます。平成29年度、東京都北区一般会計予算についてご質問はございますでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 6号議案書の10ページなのですが、第3表の特別区債なのですが、学校改築事業でこの区債の利率なんですけれども、ここには年5%以内というふうになっているのですが、実際にこの利率というのは、どのような形になっているのでしょうか。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 利率は数%下回る利率だと聞いておりますが、実際の利率については、後ほど確認して、お知らせさせていただきます。

檜垣委員 そうですね。この年5%と言うと随分大きいなと思って。

清正教育長 これは、大体上限で載せていますので。

檜垣委員 わかりました。

清正教育長 ほかにいかがでしょうか。

森岡委員	教育長
清正教育長	森岡委員
森岡委員	平成29年度教育振興部と、平成29年度の子ども未来部の説明を聞いたのですが、ちょっと不安になってきたのは、教育振興部のほうが歳入、いわゆる収入のほうが減って、歳出、いわゆる出のほうは、ふえていますよね。子ども未来部のほうは、両方ともふえています。これを見ていて心配になってきたのは、待機児童対策とか、子どもの貧困の対策というので、これからずっと続いていくと思うんですよね。このままずっとこのバランスでやっていくと、区の税収のバランスがどうなってしまうのかなというような、危惧をしてしまいました。将来にわたって、この対応をやっていけるのかどうかというのが、心配になってきたのですが、いかがなのでしょう。
清正教育長	どなたか。
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	確かに保育所に、今、力を入れて待機児童解消を図っていく上で、かなり経費がふえているのは、委員からご指摘のとおりだと思っています。そうした中で当然、歳入がそれほど、今、ふえているわけではない中で、基本的な考え方として、まず、やはりスクラップアンドビルドをして、事業費を生み出していく工夫が必要であること。それは当然教育委員会の中だけでできることではございませんので、区長部局も含めて、今、必要なところに財源を傾けられるように、全庁的にきちんと財源を生み出す工夫、こういったものも必要だというふうに考えているところでございます。 ただやはり、今、保育所の待機児童解消というのは、どうしても必要な政策だと思えます。こういったところに重点的に財源を配分できるような取り組み、こういったものに、取り組めるような形で全庁で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。
清正教育長	よろしいでしょうか。ほかにかがででしょうか。
加藤委員	教育長
清正教育長	加藤委員
加藤委員	一つお聞きしますが、子ども未来部の中に、6番目に子どもの未来応援事業費とあります。児童福祉総務費ということで、新たに29年度設けられるわけですが。このひと

り親家庭等相談コーナーと言いますと、第1庁舎の2階に開設ということで、分庁舎と離れるわけですね。連携と言いますか、教育委員会がそちらのほうに出っ張っていく形になるんだろうと思いますが、その辺、この中には、もう手狭でできないのかなということが一点と、そして今、子どもの貧困ということが叫ばれて、子ども食堂とか、あるいは、これから子どもの学習支援というものが図られていくのかなというふうに思います。そのような計画があれば、教えていただきたいというふうに思います。

子ども未来担当副参事

教育長

清正教育長

子ども未来担当副参事

子ども未来担当副参事

今、2点いただきましたけれども、まず1点目のひとり親家庭との相談コーナーなのですけれども、今回ひとり親家庭相談コーナーにつきましては、分庁舎に設置というよりは、まず、就労との関係でひとり親家庭の方がなかなか庁舎に相談に来られる機会がないというようなところが、実態調査等でも把握されてまいりました。その中で、今回例えば児童扶養手当ですとか、児童手当、そのような窓口の近くに、相談のしやすいコーナーを設けることで、孤立を防いでいこうというようなコンセプトで、今回考えさせていただいたというところでございます。分庁舎に設置というよりは、より自然に手続で来ていただけたところにコーナーを設けて行くと、そのような考えでやらせていただいているところでございます。

2点目、子ども食堂ですとか、学習支援の展望というところなのですけれども、今回29年度の部分につきましては、計画のほうも策定作業中ということもあり、今回29年度については、ひとり親家庭の部分について、着手させていただくというような形の予算になっております。

また、今後実際の子どもの学びや育ちを支える部分につきましては、計画策定を受けまして、補正予算等で迅速な対応を取ってまいりたいと思っておりますので、そのような見込みとなっております。

以上でございます。

清正教育長

よろしいでしょうか。ほかにかがででしょうか。ありがとうございます。ただいまの各委員のご意見を伺いますと、平成28年度東京都北区一般会計補正予算第4号及び平成29年度東京都北区一般会計予算に対して、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それでは、ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることを決定させていただきます。

次に、日程第2、第7号議案、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第7号議案についてご説明を申し上げます。1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。

今回、意見聴取のございました条例は、全部で8件ございます。こちらにお示しの1番から5番までにつきましては、教育振興部に係る条例でございますので、私からご説明申し上げます。

3ページをお開きいただきますと、まず一つ目が幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ということで、7ページの説明欄をごらんいただきたいと存じます。

こちらにつきましては、平成29年1月1日付で、地方公務員の育児休業等に関する法律等が一部改正されました。そのため、幼稚園教育職員が行う介護に係る規定を改めるものでございます。別添で、第7号議案参考資料というものをつけさせていただいております。こちらのほうをごらんいただければと思います。

こちら2の改正概要でございます。大きく6点ございまして、1点目が、子の範囲の拡大でございまして、従来、職員と法律上の親子関係にある子どもに限られていたものが、下にお示しの特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子ども等を加えることとなります。

2点目が、「要介護者」の範囲の統一でございまして、配偶者父母、子、配偶者の父母、その他教育委員会規則で定めるものを要介護者として統一いたします。

3点目が、介護を行う職員の超過勤務の免除となりまして、当該職員が超過勤務の免除を希望し、公務の運営に支障がないと認めるときに正規の勤務時間を超えて、勤務させないというものでございます。

裏面をごらんいただきますと、4点目が介護休暇の制度の変更です。これは取得や延長できる期間にかけていました上限を撤廃する改正となります。こちらは後日提出いたします条例施行規則等で改正する予定でございます。

続きまして、5点目ですが、介護時間制度の新設となります。これは介護を必要とする場合に、3年の期間において1日2時間を超えない範囲内で勤務時間の始め、または終わりに30分単位で休暇を取得できるというものでございます。

そして6点目が、介護時間制度が新設されたことに伴いまして、勤勉手当や、昇給等の給与の取り扱いの改正となりまして、こちらも後日提出いたします条例施行規則等で改正する予定でございます。

恐れ入りますが、議案書のほうにお戻りいただきまして、こちら8ページから9ページに当たりまして、新旧対照表をおつけしてございます。こちらにつきましては、今、ご説明いたしました趣旨に添いましての改正となっております。

恐れ入ります。6ページにお戻りいただきまして、附則でございます。施行期日でございますが、この条例につきましては、公布の日からの施行ということでございます。また、経過措置といたしまして、施行の日から3月31日までの間において、所要の措置を講じることとしております。

続きまして、2件目となります。11ページをお開きいただきたいと思います。東京都北区幼稚園条例の一部を改正する条例です。

一枚おめくりいただきまして、13ページの説明欄をごらんください。

東京都北区立ほりふな幼稚園を廃止するために提案をするものでございます。

一枚おめくりいただきまして、14ページをお開きいただきますと、新旧対照表となっております。別表第一からほりふな幼稚園の項を削ります。参考といたしまして15ページには、ほりふな幼稚園の案内図をつけております。

13ページにお戻りいただきまして、附則をごらんください。この条例は平成29年4月1日の施行となります。

続きまして、3件目でございます。恐れ入ります、17ページをお開きください。

東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例です。一枚おめくりいただきまして、19ページの説明欄をごらんいただきたいと思います。

東京都北区立認定こども園に係る延長保育料を規定するために提案をするものでございます。一枚おめくりいただきまして、20ページをお開きいただきますと、新旧対照表をつけさせていただいております。第一条におきまして、区立保育所等の延長利用に係る費用の徴収に必要な事項を規定しておりましたが、4月から開設する認定こども園でも延長保育を実施するため規定整理をするものでございます。

19ページにお戻りいただきまして、附則をごらんください。この条例は、平成29年4月1日からの施行となります。

続きまして、4件目でございます。21ページをお開きください。東京都北区立認定こども園条例の一部を改正する条例です。

2枚おめくりいただきまして、24ページの説明欄をごらんいただきたいと思います。東京都北区認定こども園に係る延長保育料の減免等について規定するために、提案をするものでございます。25ページから後ろ26ページをごらんいただきますと新旧対照表となっております。第9条におきまして、0歳から2歳の保育を要するいわゆる一号認定子どもの延長保育料について、徴収の階層区分を設けまして、かつ減免規定を追加するため規定を整理するものでございます。

24ページの附則をごらんいただきたいと思います。この条例は、公布の日からの施行となります。

次に、最後となります5件目の条例でございます。27ページをごらんください。東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例でございます。1枚おめくりいただきますと説明欄をごらんいただきたいと思います。

認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務災害補償について規定を整備するものでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、30ページ、こちらが新旧対照表となります。今

回の改正でございますが、4月1日より認定こども園が、設立されることに伴いまして、本条例において当該認定こども園の学校医の公務災害補償について規定をする必要が生じたことによるものでございます。恐れ入ります、29ページにお戻りいただきまして、附則をごらんいただきまして、施行期日でございますが、平成29年4月1日からの施行といたします。

以上、教育振興部に係る条例につきましてもの説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

それでは、議案書31ページ、第27号議案東京都北区保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。1枚おめくりいただきまして、33ページ説明欄をごらんください。

東京都北区立桜田つぼみ保育園の位置を変更するため、この条例案を提出いたします。一枚おめくりいただきまして、34ページ、住所を王子五丁目2番8号から12号に移転をします。35ページがその位置図、左側でございますのが現在の保育園、新しくできる場所は右側になってございます。

1枚をおめくりいただきまして、1階と2階の平面図でございます。こちらの保育園につきましては、1歳児から3歳児それぞれ45名、計135名を受け入れる保育園となっております。

それでは、恐れ入ります。33ページお戻りいただきまして、附則でございます。これにつきましては、施行の時期を定めるものですが、施行の時期につきましては、規則に任用してございます。この条例は、公布の日から、起算して3カ月を超えない範囲内において、東京都北区規則で定める日から施行するというものでございます。なお、これにつきましては、現在桜田つぼみ保育園、新園舎でございますが、新築工事を行っております。それが6月の規定の3カ月以内に完成する見通しでございますので、この時期までのいずれかに完成の時期を見越して移転をするというものでございます。

説明は以上でございます。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

続きまして、39ページ第31号議案で東京都北区ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

おめくりいただき、41ページ説明欄でございますように、児童福祉法の一部の改正に伴いまして、この条例で使用してございます、養育者の定義に関しまして、任用す

る条番号が改正されたため、規定の整備を行うといったもので、条例の中身自体に変更はございません。

次の42、43ページが新旧対照表となっております。

続きまして、45ページ、第32号議案東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。おめくりいただきまして47ページ、こちらも説明欄でございますとおり、お示しのと通りの改正理由でございます。先ほどの31号議案と全く同様のものがございます。こちらも内容に変更はございません。

以上、簡単ですが説明させていただきました。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、まず、幼稚園教育職員の勤務時間休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

森岡委員

教育長

清正教育長

森岡委員

森岡委員

6ページです。教育委員会は職員が要介護の介護をするために勤務しないことが相当と認められている人について、承認するという形になっているのですけれども、それに対する対応は大丈夫なんでしょうか。要するに抜けてしまったりとか、休んだりして、その園の運営だとかそういうのには支障というのは、考えられないということはないのですね。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

当然、職員が抜けますと、事前に急にとということもあるかとは思いますが、職員課と協議いたしまして、かわりの職員、これはおそらく臨時職員という形になるかと思いますが、そういった職員を手当てしていって、決して穴のあくことがないようにしていくというふうに考えているところでございます。

森岡委員

支障はないわけですね。

教育政策課長

支障のないようにもちろん進めてまいります。

清正教育長

他いかがでしょうか。それでは次に、東京都北区幼稚園条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは次に、東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、次に、東京都北区立認定こども園条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

次に、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医、及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区立保育園条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

次に、東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ただいまの各委員のご意見等を伺いますと、8件の条例に対して、特に反対意見はないようですので、本件については、意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。</p> <p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>日程第3、報告第6号区立図書館における事故に関する和解について、事務局から説明をお願いします。</p>
中央図書館長	教育長
清正教育長	中央図書館長
中央図書館長	<p>それでは、報告第6号、「区立図書館における事故に関する和解について」、ご報告させていただきます。</p> <p>大変恐縮ですが、本日資料の差しかえをさせていただきました。お手元の資料をごらんください。</p> <p>1枚おめくりください。専決処分年月日は、平成28年12月26日でございます。</p> <p>決定額、支出額でございますが、22,760円でございます。自治体総合賠償責任保険より支払われてございます。</p> <p>相手方でございますが、埼玉県戸田市在住の市民の方でございます。</p> <p>事故の概要でございます。平成28年7月16日、区立赤羽図書館の対面音訳室におきまして、相手方であるボランティアの方が、音訳サービスを行う際に椅子に座ったところ、椅子が破損したためにボランティアの方が倒れ、壁際に置いてありました木の椅子に腰がぶつかり、腰部圧迫骨折をしたものでございます。</p> <p>図書館所有の椅子が破損したことは、区に椅子老朽化の管理責任があり、相手方へ、医療費などを自治体総合賠償責任保険より支払うものでございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
清正教育長	報告ありがとうございます。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	<p>ご説明ありがとうございます。骨折ということなのですが、これは医療費以外に和解金でこれだけのお見舞金か何かがあったという内容なののでしょうか。医療費というのは、どのように支給されたのか、お伺いしたいと思います。</p>
中央図書館長	教育長

清正教育長	中央図書館長
中央図書館長	22,760円の内訳でございますけれども、治療費に18,690円かかっております。通院交通費として、4,060円をお支払いしております。以上です。
清正教育長	全て、医療費ということですね。
中央図書館長	はい、治療費と交通費ということでございます。
清正教育長	よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。日程第4、報告第7号、「後援・共済事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	それでは、報告第7号、後援・共済事業についてご報告をさせていただきます。恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。 今回は、記書き以下名義使用承認報告が1件、事業実績報告が2件でございます。まず、名義使用承認報告でございます。1番でございます。事業名が「春季吟剣詩舞大会」でございます。主催者が吟剣詩舞道連盟でございます。お示しのとおりの内容で赤羽会館講堂を会場に行われます。 次に、事業実績報告でございますが、お示しの1件と裏面の1件で計2件となります。後ほどご高覧いただければと存じます。 私からは、以上でございます。
清正教育長	説明ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。  (質疑・意見なし)
清正教育長	ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。次に、日程第5、報告第8号、北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針案について、事務局から説明をお願いします。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長

それでは、報告第8号、「北区立施設一体型小中一貫校基本方針(案)について」、ご報告をさせていただきます。恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、1ページを  
ごらんください。

1の要旨でございます。「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」を踏まえまして、北区における施設一体型小中一貫校の考え方を明らかにするため、「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針(案)」を作成するものでございます。

2の基本方針でございます。恐れ入りますが、別添のこちらの冊子のほうでご説明をさせていただきますと思います。

こちらの、冊子1枚おめくりいただきまして、目次になります。1月の教育委員会臨時会協議会では、設置基本方針と冊子という形で、基本方針のほうA4の2枚どめで資料作成したものを、お示しさせていただきました。今回、その基本方針を第1部として、この冊子の頭にもってまいりまして、第2部以降はその基本方針の考え方についての詳細な説明という構成にさせていただいております。

それでは、基本方針についてご説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、1ページ、2ページをごらんいただきたいと存じます。

第1部といたしまして、北区立施設一体型小中一貫校の設置基本方針でございます。見出しといたしまして、北区における小中一貫教育のさらなる充実を図るための方針でございます。施設一体型小中一貫校の設置について、基本となる考え方を明確化するもので、ただし各事項の詳細については今後検討することとします。

1の設置方法及び学校としての位置付けでございますが、神谷中学校サブファミリーを構成する3校を、学校教育法一条に定める一つの義務教育学校として設置をするものでございます。

2の設置の目的でございます。児童・生徒が、義務教育9年間を一貫した教育目標と教育環境のもとで学ぶことのできる学校教育を実施いたします。発達の段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を行うとともに、施設一体型としての利点を活かし、学校教育における新たな取り組みに積極的にチャレンジをするものでございます。北区の教育が抱える諸課題の解決にも資する学校としていくことを目指します。

そして、その成果につきましては、他の区立小・中学校に発信するとともに、他のサブファミリーにおいても実施可能な取り組み方法等を検討し、子どもたちの健やかな成長を実現するために設置をするものでございます。

3の設置場所でございますが、施設は現在の神谷中学校、神谷小学校、神谷公園、神谷体育館が所在する土地に新築することとしまして、神谷公園につきましては、現神谷中学校敷地の北側部分、北運動場側に移すということでございます。

2ページの4、指定校制度及び通学区域でございますが、現行の指定校制度及び通学区域制度を適用し、稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校の通学区域を基本として、必要に応じまして通学区域の見直しを検討いたします。

5の学校ファミリー構想との関係でございますが、これまで同様に12のサブファミリーの一つとして位置付けるとともに、「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」の推進役的な役割を担う学校とします。

6の教育内容でございますが、(1)の小中一貫教育の推進、また(2)の学年段階の区切りについて、(3)教科担任制、(4)部活動、(5)学校行事の実施について、それぞれお示しのように考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ、7の学校経営でございます。教職員体制につきましては、国・都の基準に基づき配置するとともに、全体を統括する校長1名と複数の副校長を配置いたします。また全ての教員が全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることのできる体制を整備いたします。

(2)のPTA活動についてはお示しのとおり、9学年が一つとなった活動について支援方法も含め検討してまいります。

また(3)の地域との連携につきましては、コミュニティ・スクールの指定を受けることを目指してまいります。

8の学校施設でございますが、施設一体型小中一貫校の学校施設につきましては、現在ございます「北区立小・中学校整備方針」これを踏まえて以下の施設環境について、施設配置について、また安全性について、そして防災について配慮して整備するものいたします。

4ページに移りまして、9の設置に向けての進め方です。保護者や地域関係者が参加する検討組織を設けまして、具体的な検討を行うとともに、学校施設の建設を計画的に進めてまいります。

(1)としまして、区民が参画する検討組織の設置でございますが、開校に至るまでの間、関係者で構成する検討組織を設置し、開校に向けた課題について協議をいたします。

またスケジュールでございますが、まず施設一体型小中一貫校のグランドデザイン(全体構想)、これを策定いたします。この全体構想を踏まえまして、学校施設の新築基本構想でありますとか、基本計画の策定等を順次進めてまいります。併せて、小中一貫校の教育内容や学校経営の詳細についても検討を行ってまいります。

最後10の施設一体型小中一貫校設置の後の展開でございます。小中一貫校のその取り組みについては、成果を検証し、他のサブファミリーの小中一貫教育に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の充実・強化を図ってまいります。また併せてその仕組みづくりについて検討を行ってまいります。

5ページをごらんいただきますと、第2部となりまして、先ほどご説明申し上げましたように、1の基本方針につきましてはそれぞれの解説というような形でとらせていただいております。

ずっとおめくりいただきまして、13ページ、14ページをお開きください。

14ページのところに施設の配置案イメージということで、示させていただいております。こちらの地図をごらんいただきますとわかりますように、北運動公園、一番北側に接したところに現神谷中学校の校地がございますが、北側が新しい公園、その下に新校舎、また現神谷公園体育館のところに新校舎、そしてその下にグラウンドという、これは一応大まかなゾーンとして示させていただいているところでございます。

次に15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。15ページの(5)の開校に向けた事業スケジュールでございますが、先ほども申し上げましたとおり適宜

検討組織・協議会等を設けてまいります。一番上にございますように平成29年度につきましては、全体構成を取りまとめてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後16ページになりますが、4番、今後の小中一貫教育の展望というところがございます。北区における小中一貫教育は、施設一体型小中一貫校の設置という新たな展開を踏まえて北区の小中一貫教育のさらなる充実と発展を推進してまいります。

また、小中一貫校の教育内容の検討に合わせて現行の小中一貫教育の改善方法等についても適宜検討し、可能なものは実施してまいります。また現在の学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育の発展形としての施設分離型の小中一貫校、これは義務教育学校になりますが、この設置の可能性についても必要に応じて検討をしてまいります。

小中一貫教育は就学前教育との一体化はもとより、中学校卒業後の子どもたちを見据えて取り組むことが重要となります。保護者はもとより関係機関等を含めまして地域が一体となって連携、協力して子どもたちの発達段階に応じた教育を推進していきます。

このような視点から、さらに地域との連携強化を図るため、学校評議員制度やコミュニティ・スクール制度のサブファミリー単位の活用と推進について、今後検討を進めてまいります。

恐れ入りますが、教育委員会資料のほうにお戻りいただきたいと存じます。

3番の今後の予定でございます。平成29年2月本日案という形でご報告させていただきまして、今週庁議がございます。また、今月末2月24日ですが、総合教育会議が行われますので、そこで基本方針のほうを決定の予定でございます。平成29年3月以降でございますが、こちらは適宜、先ほど申し上げましたが、グランドデザインの検討とか、そのほか新築基本設計等複数年にわたるものでございまして、一応大まかな予定という形で粗々でございますが、お示しのとおり予定を考えさせていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員

教育長

清正教育長

檜垣委員

檜垣委員

ご説明ありがとうございます。この基本方針の案のところの3ページなのですが、8番の学校施設で3番目に安全性というところがあります。今ここは非常に大事な項目だと思っております。特に小学校低学年と中学生が同じ運動場ですとか、体育館で遊ぶような形になるのだと思うのですね。そのときにやはり、中学生になるとスピードですとか、いろんな面で体力差があるので、その辺の安全性の配慮といえますか、けがや何かすることのないような工夫を是非していただきたいと思っております。ここに校舎・教室等のところに運動場も入るのだと思うのですが、やはりとにかく運動場での災

害防止ということを強調してほしいなと思いますので、ここにぜひ運動場という言葉も入れていただければなというふうに思っております。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

今、委員からご説明がございましたように、教室等のところ、ここでグラウンド等も当然考えているところでございます。表現につきましては、ご趣旨も踏まえて考えさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

清正教育長

ほかにかがででしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

まず北区の小中一貫教育ということで、今回この施設一体型の基本方針等の案をいただいて、改めて読み直してみましたところ、一番後ろのページ、17ページにありますように今まで北区がたどってきた、北区の小中一貫教育の充実発展ということで、大変よく理解ができました。そして、平成26年度に北区学校ファミリーの事業報告として、ピンクの冊子に12のサブファミリーがまとめられた報告書も読み直してみましたが、その時点で相当小中一貫教育が充実してきていると、どこのファミリーでも。それから狙いとしている中1ギャップですとか、さまざまな点で成果が出てきていることも確認ができました。

そのようなわけで、今回施設一体型小中一貫校が設置されるということに至るその経緯ですとか、あるいは目次にございますけれども、構想だとか設置に向けて、あちこち飛んで申しわけございません、全て私は大変いいことに足を踏み入れたなというふうに思っております。北区でも初めて、そしてまだ全国でも2016年の統計を見ますと、13都道府県で義務教育学校などは、まだ22校しかないとかということで、これからこれができるようになっていく際には、もっともっとふえてくると思うんですけども、そういう点で初めての義務教育とさらりと言葉の中では、ここには示されておりますけども、義務教育学校というものが一体どういうものであるのかというあたりを区民や、保護者、地域の方が理解しやすいように、これから説明をしていかななくてはいけないと思うのですね。

ハード面は理解しやすいと思います。こういうふうにして建てていきますよ、こういう設計でやりますよというところあたりは、意外と理解しやすいと思いますが、一番やはり関心が深いのは、保護者なり、また地域の方にしてもそうですけれども、教育内容とかではないのかなと思っています。9年間続くということは、一体どういうふうなことになっていくのだろうというところを、私自身もまだ、それはこれから練っていくと

ということですが、やはりある程度ここに示されております例えば2ページの教育内容というあたりのところで、一応6・3制をとりますと。だけど9年間の接続があります、そして校長先生は一人ですとか、何となく今までの頭ではなかなかわからないところ、では小学校卒業するときに卒業式とかあるのかな、中学の入学式はあるのかなとか、そういうところも非常に儀式的行事で、子どもにとっては、メリハリのある大事なところでもある。反面、また中1ギャップということもリスクとしてはあったわけですが、そういうあたりを相当練っていないと、不安感は募っていくのではないのかなというふうに思います。

それで、この10ページの絵に示されております北区学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育という示された図についてです。これも当初見ていたとき、前回いただいた資料では、中1ギャップは左側にしかなかったのですね。で、右側のほうに今ははみ出ていますので、必ずしもないとは言いきれないので、こういうふうにはみ出ている図に直されたことは、よかったなというふうに思いました。

もっとわかりやすくするならば、黄緑色の中に一般的な小中一貫教育の中の小学校の黄緑のところのところに学校が一つありますね。そして、上に中学校が一つありますが、ここには小学校を二つか三つ絵を描いたほうがいいのではないかなと思いました。現行は、小学校が二つか三つが上の一つの中学校に行く。今度できる義務教育学校、施設一体型はとにかく一つになるということで、そこらあたりに小学校をもう二つくらい図を入れられてもわかりやすいのかと思いました。もう一つはその右側の図が、下の緑色がどんどんブルーに変化していついっても見られるのですけれども、6・3制をとる、しかし9年生だというあたりで、それをどういうふうな区切りにされる予定なのかなというのが、まだ自分でもわからないところです。例えば、前期教育課程を6年間組んで、後期の教育課程を残り3年で組むとしても、もうすこし柔軟な指導方法を取っていくので、4・3・2とかにしますとかっていうものもありました。難しいところかと思いましたが、北区の基本姿勢は6・3制でとりあえず行くというのであれば、6年生と7年生の間に区切りをつけてみるとか、そういうあたりで私はとても教育内容的な、ソフトの面を充実していただきたいなと思いました。

そして結論ですが、4ページにありますように区民が参画する検討組織を設置するという事です。区で初めてのことで、決して狭い範囲の、今度できる神谷のあの地域だけのものではありませんので、これから先のことを見通して、広い範囲で保護者の代表にしても、有識者の代表にしても選考しているそういう経験のある方々にアドバイスをいただくなりして、広い範囲での検討委員会組織をつくっていただけたら、とてもいいものができ上がるのかなというふうに思いました。

いずれにしても、これがほかの小中一貫教育のサブファミリーに波及していけば、すばらしいものになっていくなと期待しております。ちょっとまとまりませんが、感想です。

清正教育長

ご意見ありがとうございました。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

ご意見ありがとうございます。先ほどの絵と申しますか、図のほうでこちらも、今、森下委員からもお話があったように、教育内容を示す意味でわかりやすくというところで、お話もあったのかなと思います。なるべく多くの方に、特にこれから9年間を見通した教育ということで、義務教育学校という言葉をとりましたが、一般の方にはまだまだ浸透していないというのは、十分認識しておりますので、先ほども申し上げました検討組織、こういった中で説明をしつつ、またその検討組織で話し合われた中身については、広く区民の方に周知していく方法を工夫してまいりたいというふうに思っております。

清正教育長

ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

いろいろと質問させていただきたいところがあるのですが、よろしくお願ひいたします。  
義務教育学校ということだと、校長先生は小中に一人というふうなことになっていきますのでしょうか。この方針というのは、もうほぼこういう形で一応案とはなっていますが。

教育政策課長

義務教育学校につきましては、文科省のほうで基準を定めておまして、校長は一人で、副校長は二人。また、区では3名ということで、今考えておりますけれども、複数人という形で体制はそういうふうになっております。

渡辺委員

そうしますと、校長先生や担任の先生も全9年間の教科の指導も、というふうなことであれば、小学校と中学校の教員免許を持つ方を新規に募集・採用するというふうなことから始まるのでしょうか。

教育政策課長

教員免許につきましては、基本的には小・中学校両方を持っている教員ということで決められておりますが、ただ経過措置がございまして、現在義務教育学校として運営している学校は、どちらかの免許を持っていればよいということで始まっているところでございます。

ですから、今回の神谷中サブファミリーで設置します小中一貫校（義務教育学校）については、まだスケジュール的にも先になりますので、そのときにはこれから教育内容についても、また体制についても検討をしていくわけですが、そのときにはその経過措置も終わっているかもしれませんし、いずれにしてもその辺も十分検討し

て、ふさわしいものにしていきたいというふうに考えております。

渡辺委員

あと幾つか質問があるのですが、コミュニティ・スクールの指定を受けることを目指しますということなのですが、コミュニティ・スクールというものが、どういう学校なのかというものが見えないところもあるのですが、スクールソーシャルワーカーという立場の方がいると思うのですが、この方たちの活用というのでしょうか、そういうふうなところは具体的な話になってしまいますけれども、コミュニティ・スクールということで、そういうことも含まれるのでしょうか。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

コミュニティ・スクールにつきましては、学校運営協議会という学校と地域が一体となった委員の方に入っていた会がございまして、その会の中で学校の運営に対して意見を言ったり、また学校の教育課程や学校の予算であるとか、そういったことに対して審議、意見を述べたり等の権限がある学校でございます。今現在も北区には3校のコミュニティ・スクールがあるわけですが、ただいまご指摘がありましたスクールソーシャルワーカーにつきましては、直接コミュニティ・スクールとは関係がないというのですか、スクールソーシャルワーカーにつきましては、審議とか福祉についても専門家というようなことで、今現在も北区の中で、例えば不登校であるとか、いじめ等の例について各学校と連携を取りながら問題解決に当たっているということでございまして、特にコミュニティ・スクールと直接かかわりがあるという形では、ないということでございます。

渡辺委員

そうしましたら、スクールソーシャルワーカーの方たちというのは、今の学校現場を私も十分見てきましたけれども、本当に先生方が抱えている実際にどう対処しようかというふうな問題は、こちらの専門家の方たちも含めた学校運営というふうな形にさせていただくと、より一層この小中一貫の学校ということで、北区としてもとてもいい取り組みになっていけるのではないかなという気がしております。

あとはまた質問なのですが、学区域を見直すというふうなことがありましたが、確か資料によりますと、この神谷の地域は子どもの数が増加するというふうな方向にきていますが、この学区域の見直しというのは、増加も見越した上でどのように考えていらっしゃるのですか。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

学区域の見直しでございますけれども、確かに稲田小学校は特に右肩上がり児童数

がふえていくという形で予測をしているところですが、実際にその子どもたち全員が神谷中学校のほうに住んでいるわけではございません。稲田小学校に通っている子どもたちは、中学校の通学区域が赤羽岩淵中学校と神谷中学校になっています。その関係もございませぬので、今まだこれから検討をできればというふうに考えておりますけれども、中学校のほうの学区域を見直せばというふうに考えています。

そもそも、その見直しの理由でございますけれども、こういった小中一貫校につきましては、やはり適正な規模と申しますが、やはり多くの子どもたちが一緒に過ごせる一定数の規模の数は確保していきたいというふうに思っています。また一定規模の子どもたちが集まることによって、さまざまな教育的効果が高まるものというふうに考えておりますので、そういった意味で学区域のほうを今から見直すことも検討しますという書き方をしているところでございます。

清正教育長

よろしいですか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

もう一つ。基本的なところになるのですけれども、例えばこの今回の北区立施設一体型小中一貫校というのも、一つ見れば統合ですよ。神谷小と稲田小の統合ですよ、そうとらえてよろしいでしょうか。そして、そこに中学校を施設が一緒に入ることと、それらについてはこの検討委員会の報告書というのを拝見しましたが、この検討委員会の委員さんは全て従来だと地域だとか保護者だとかで、適正配置の委員会をつくってありましたね。そうじゃなくても、全く違う部署で北区はこういう方針で、こういう学校づくりをしますよというのを示し、今は案ですけれども、これが総合教育会議でこれで行きましょうとなったら、もう案が取れる。それを議会に予算計上していくということで、向こうの方々は寝耳に水ということではないのでしょうか。神谷小とか稲田小の保護者だとか、あるいは中学校だとか。そのあたりは何の心配もなく、こういう北区の事業としてこういうことをしますよということを、そんなにすぱっと言い切って問題なくいくものなのでございますでしょうか。

ちょっとその辺が、今までと余りにも違うので。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

まさに、今、森下委員がおっしゃったように、統合という言葉がひとり歩きしないようにといたしますか、そもそも今回の施設一体型の小中一貫校の設置につきましては、適正配置ではございません。ただ形として、やはり違う面から見ると統合というふうにとらえられるおそれもあるのかなというのは、認識しております。ですから、説明に当た

りましては、これから各PTA総会等を受けまして、そこで説明をしてまいるというところでございます。そういったところで、多分そのような意見も出てくるかと思いますが、教育委員会といたしましては、結果として3校は1校になりますけれども、これはあくまで、北区のサブファミリーを基盤とした小中一貫教育を進めるための推進役となるための一貫校をつくるのだということで、丁寧に説明をしてまいりたいと思っています。

決して、これは訂正配置に伴う統合とは全く別のものですという形で、説明させていただきたいと思っています。

森下委員

わかりました。理解しました。

清正教育長

よろしいでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成29年第2回教育委員会定例会を閉会させていただきます。